

# 認定こども園 白兔愛育園 重要事項説明書

【令和2年 4月 1日予定】

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

|         |                  |
|---------|------------------|
| 名 称     | 宗教法人荒井神社         |
| 所 在 地   | 高砂市荒井町千鳥2丁目23-12 |
| 電 話 番 号 | 079-442-0658     |
| 代表者氏名   | 代表役員 廣瀬 明正       |

## 2 利用施設

|             |                                                                                                                                  |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施 設 の 種 類   | 保育所型認定こども園                                                                                                                       |
| 施 設 の 名 称   | 認定こども園 白兔愛育園                                                                                                                     |
| 施 設 の 所 在 地 | 高砂市荒井町千鳥2丁目23-12                                                                                                                 |
| 連 絡 先       | 電話番号 079-442-8900<br>FAX 079-442-8833                                                                                            |
| 管 理 者       | 園長 廣瀬 元正                                                                                                                         |
| 対 象 児 童     | 満3歳から小学校就学前の児童及び、満3歳未満の保育を必要とする児童。                                                                                               |
| 利 用 定 員     | (1号認定)<br>満3歳の児童 2人<br>満4歳の児童 3人<br>満5歳の児童 5人<br>計 10人<br>(2号・3号認定)<br>満3歳以上の児童 60人<br>満1歳以上満3歳未満の児童 23人<br>満1歳未満の児童 7人<br>計 90人 |
| 開 設 年 月 日   | 昭和27年 4月 1日                                                                                                                      |

## 3 サービスの目的・運営方針

認定こども園 白兔愛育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育所型認定こども園として、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育・教育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育・教育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施 設

|     |      |                        |
|-----|------|------------------------|
| 敷 地 | 敷地全体 | 1175.93 m <sup>2</sup> |
|     | 園庭   | 366.00 m <sup>2</sup>  |
| 園 舎 | 構 造  | 鉄骨造                    |
|     | 延べ面積 | 671.19 m <sup>2</sup>  |

##### (2) 主な設備

| 設備      | 部屋数 | 備 考 |
|---------|-----|-----|
| 乳児室     | 1 室 |     |
| ほふく室    | 1 室 |     |
| 保育室・遊戯室 | 4 室 |     |
| 調理室     | 1 室 |     |

#### 5 職員の設置状況

| 職 種    | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|--------|----|----|-----|----|
| 園長     | 1  | 1  |     |    |
| 副園長    | 1  | 1  |     |    |
| 主任保育士  | 2  | 2  |     |    |
| 副主任保育士 | 1  | 1  |     |    |
| 保育士    | 14 | 12 | 2   |    |
| 調理員    | 3  | 2  | 1   |    |
| 事務員    | 1  | 1  |     |    |
| 嘱託医    | 1  |    | 1   |    |
| 嘱託歯科医  | 1  |    | 1   |    |

当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生労働省令第 63 号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

| 職 種        | 勤務体系                 |
|------------|----------------------|
| 園長・副園長・事務員 | 正規の勤務時間帯（７：００～１９：００） |
| 主任（副主任）保育士 | 正規の勤務時間帯（７：００～１９：００） |
| 保育士        | 正規の勤務時間帯（７：００～１９：００） |
| 調理員        | 正規の勤務時間帯（８：３０～１７：００） |

- ※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。  
 ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## ６ 教育・保育を提供する日・時間

教育・保育を提供する日・時間は、次のとおりとします。

### 【１号認定子ども（教育標準時間認定）】

|        |                     |                        |
|--------|---------------------|------------------------|
| 提供する曜日 | 月曜日から金曜日まで          |                        |
| 保育時間   | 教育標準時間              | 午前９時００分～午後２時００分（５時間）   |
| 預かり保育  | 保育時間                | 朝：<br>夕：午後２時～４時<br>土曜： |
| 休業日    | 日曜日・土曜日・祝日          |                        |
|        | 年度末・年度始（３月２５日～４月４日） |                        |
|        | 夏季（７月２１日～８月３１日）     |                        |
|        | 冬季（１２月２５日～１月６日）     |                        |
|        | 開園記念日（６月１日に近い土曜日）   |                        |

### 【２号・３号認定子ども（保育認定）】

|        |                   |                                  |
|--------|-------------------|----------------------------------|
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで        |                                  |
| 保育時間   | 保育標準時間            | 午前７時００分～午後６時００分（１１時間）            |
|        | 保育短時間             | 午前８時３０分～午後４時３０分（８時間）             |
| 延長保育   | 保育標準時間            | 朝：<br>夕：午後６時～午後７時                |
|        | 保育短時間             | 朝：午前７時～午前８時３０分<br>夕：午後４時３０分～午後６時 |
| 開所時間   | 月～金曜日             | 午前７時００分～午後７時００分                  |
|        | 土曜日               | 午前７時００分～午後７時００分                  |
| 休業日    | 日曜日・祝日            |                                  |
|        | 年末年始（１２月２９日～１月４日） |                                  |

#### （１） 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、７時から１８時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実

際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19 時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7 時から 8 時 30 分まで又は 16 時 30 分から 18 時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## 7 提供する保育・教育等の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

### (1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

上記 6 に記載する時間において、保育・教育を提供します。

### (2) 特別保育活動

音楽教室・スイミング教室・スポーツ教室・サッカー教室  
ピアノ教室を実施します。

※詳細は別紙。なお、都合により内容等が変更になる場合がございます。

### (3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

|      | 午前間食      | 昼食          | 午後間食   | 備考 |
|------|-----------|-------------|--------|----|
| 0 歳児 | 9 時 30 分頃 | 1 1 時頃      | 1 5 時頃 |    |
| 1 歳児 | 9 時 30 分頃 | 1 1 時頃      | 1 5 時頃 |    |
| 2 歳児 |           | 1 1 時頃      | 1 5 時頃 |    |
| 3 歳児 |           | 1 1 時 30 分頃 | 1 5 時頃 |    |
| 4 歳児 |           | 1 2 時 00 分頃 | 1 5 時頃 |    |
| 5 歳児 |           | 1 2 時 00 分頃 | 1 5 時頃 |    |

※ 献立表は毎月給食だよりにてお知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

### (4) その他

一時預かり事業を実施します。

## 8 利用料金

特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

- (1) 3号認定児童は、教育・保育給付認定を受けた当該市町村が定める保育料を、当園に対してお支払いいただきます。  
1号・2号認定児童の保育料は無償になります。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
  - ① (1)に掲げる保育料のほか、別途お知らせする費用を負担していただきます。お支払方法についても、別途お知らせします。
  - ② 給食費（副食費）については、1号認定児童より月額 3,700 円を、2号認定児童より月額 4,500 円を徴収します。ただし、高砂市内児童に関しては高砂市からの補助金により給食費を徴収しません。また、その他給食費の免除対象の範囲に含まれる世帯に関しても徴収しません。

## 9 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育・教育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 10 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 小児科

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 医療機関の名称 | 山名小児科                   |
| 医 院 長 名 | 山名 克典                   |
| 所 在 地   | 高砂市伊保崎南 9 番 8 号         |
| 電 話 番 号 | 0 7 9 - 4 4 8 - 1 3 1 3 |

### (2) 歯科

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 医療機関の名称 | 小林歯科医院                  |
| 医 院 長 名 | 小林 久夫                   |
| 所 在 地   | 高砂市緑丘 2 丁目 6-28         |
| 電 話 番 号 | 0 7 9 - 4 4 2 - 0 8 9 8 |

## 11 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

※指定する医療機関がある場合は、別紙にご記入いただきます。

## 1 2 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|               |                                                                                                                     |                   |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 当園<br>ご利用相談窓口 | ・窓口担当者 廣瀬 元正、山本 恵実子<br>・ご利用時間 8：30～ 18：00<br>・電話番号 079－442－0658<br>F A X 079－442－1658<br>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 |                   |
| 第三者委員         | 嶋谷 節男                                                                                                               | 電話番号 079－442－0636 |
|               |                                                                                                                     | 白兎愛育園 理事          |

## 1 3 非常災害時の対策

|         |                                                                                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非常時の対応  | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。                                                                    |
| 防災設備    | ・自動火災報知機 有      ・誘導灯 有<br>・ガス漏れ報知機 有      ・非常警報装置 有<br>・非常用電源 有<br>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。                                                                    |